

倉敷市立連島西浦小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校は昨年度、数件いじめを認知した。また、児童同士のトラブルや、衝動的な暴力行為も少なからず起こっている。そして、携帯電話やスマートフォンを保有している児童の数は増加しつつあるが、児童のインターネット利用等については十分把握しきれていない。現在、生徒指導主事を中心にしたいじめの把握や未然防止への取組を行っているが、継続的な教職員研修の充実や児童・保護者のモラルの向上が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめはどの学校にもどの学級にも起こりうるという認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- ・いじめ実態把握のアンケートを毎月行い、教職員での現状の把握・情報の共有や教育相談週間での指導に生かす。
 - ・保護者・地域住民・関係機関との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に努める。
 - ・道徳・特別活動・携帯安全教室等の学習を通して児童のモラルの向上を図る。

保護者・地域との連携
・PTA 総会などの機会をとらえ、保護者に学校基本方針を説明し、理解を得るとともに、学級懇談等で意見交換や協議の場を設定する。 ・学校運営協議会委員や安全パトロール等の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。 ・PTA 研修会でインターネットやスマートフォンの正しい使い方等についての啓発を行う。

学 校					
<table><tr><th>いじめ対策委員会</th></tr><tr><td>役割 基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、相談窓口、いじめ事案への対応</td></tr><tr><td>開催時期 月 1 回開催（生徒指導部会と兼ねる。必要により随時）</td></tr><tr><td>構成メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学年主任、養護教諭（必要があれば）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</td></tr></table> <table><tr><th>全 教 職 員</th></tr></table>	いじめ対策委員会	役割 基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、相談窓口、いじめ事案への対応	開催時期 月 1 回開催（生徒指導部会と兼ねる。必要により随時）	構成メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学年主任、養護教諭（必要があれば）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	全 教 職 員
いじめ対策委員会					
役割 基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、相談窓口、いじめ事案への対応					
開催時期 月 1 回開催（生徒指導部会と兼ねる。必要により随時）					
構成メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学年主任、養護教諭（必要があれば）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー					
全 教 職 員					

関係機関との連携
市教育委員会 （指導課・情報教育センター） ・保護者支援のためのスクールソーシャルワーカーの派遣 ・ネットパトロールによる監視
水島警察署 ・防犯教室の実施 ・情報交換
児童相談所 ・児童の家庭での生活支援・保護 ・情報交換
いじめ・虐待等の事例が挙げった場合、早急に連絡を取り、ケース会を行う。

学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	教職員研修 ・教職員の指導力向上のため、人権教育を中心にしていじめの早期発見・防止に向けた研修を行う。 学校行事 ・児童会主体で人権週間・なかよし集会を計画し、いじめ防止を含めた人権意識を高める取組を行う。(行事は変更の可能性あり) ・携帯電話事業会社や情報モラル政策会社から講師を招聘し、携帯電話及びネット利用についての研修会を行う。 学校生活 ・授業や学校行事等の特別活動の中で、一人ひとりが活躍できる機会を設定することで、自尊感情や自己有用感を高めることができるようにする。
② 早 期 発 見	実態把握 ・毎月 1 回いじめに関するアンケートをとり、実態を把握し、早期発見・防止に努める。また、記録を年度内、場合によっては卒業まで保管する。 ・毎月 1 回、遊びのアンケートをとり、児童の交友関係を把握し、早期発見・防止に努める。 ・年 2 回、教育相談を行うことで、いじめの実態を把握し早期発見・防止に努める。 情報共有 ・金曜日の終礼で生徒指導に関する情報交換を行い、教職員間で情報の共有、指導についての共通理解を図る。 ・毎月 1 回、生徒指導部会を開き、教職員間で情報の共有、指導についての共通理解を図る。 相談体制の確立 ・教育相談担当を中心にすべての教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かい声かけを行い、児童や保護者がいつでも相談できる体制を整える。 家庭への啓発 ・積極的ないじめ認知につながるよう、学級懇談等でいじめの早期発見・防止についての研修を行う。
③ い じ め へ の 対 処	いじめの有無の確認 ・いじめの報告があった場合、担任や生徒指導主事によってすみやかに関係児童に事実の確認を行う。 いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合、その児童を守ることを最優先にし、児童・保護者に対して支援を行う。 いじめた児童への指導 ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 いじめへの組織的対応 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、学期に 1 回は必ず、いじめ対策委員会を開催する。

